

海外療養費の支給制度について

H23.11 作成

H26.4 修正

国民健康保険の被保険者が病気やケガで海外の医療機関で治療を受けた場合、一定の条件を満たせば保険が適用され、帰国後の請求に基づいて支払った医療費の一部が海外療養費として支払われます。

【支給される範囲】

支給が受けられるのは、その治療が日本国内の保険診療として認められた治療である場合です。次のような場合は除かれます。

1. 保険のきかない診療、差額ベッド代。
2. 美容整形。
3. 高価な歯科材料や歯列矯正。
4. 治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合。(心臓・肺等の臓器の移植など)
5. 自然分娩。(ただし、出産育児一時金が支払われます)
6. 交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因する病気・けが。

【支給される金額】

海外の病院等での治療費は各国により異なります。海外療養費の額は、日本国内での同様の病気やけがをして健康保険で治療を受けた場合を基準にして決定します。(標準額) また、支給額算定の際には、支給決定日の外国為替換算率(売レート)が用いられます。

実際の医療費が、日本国内での保険診療費より低い場合

支給額 : 実際の医療費 - (実際の医療費 × 一部負担割合)

実際の医療費が、日本国内での保険診療費より高い場合

支給額 : 日本国内での保険診療費 - (日本国内での保険診療費 × 一部負担割合)

【申請および支給までの手順】

1. 国外に行く前に、市役所の国保担当窓口で「診療内容明細書」「領収明細書」の用紙を受け取り、国外に携帯してください。
2. 海外で病院にかかった場合、治療費の全額を医療機関に支払い、領収書を受け取ります。医師から「診療内容明細書」「領収明細書」を記入してもらい受け取ります。なお、月をまたがって受診した場合、1ヶ月単位で作成してもらってください。(用紙はコピーして使用してください)
3. 帰国後、「診療内容明細書」「領収明細書」の日本語翻訳文をご用意下さい。
(翻訳者の住所・氏名の記載が必要)
4. 市役所国保担当窓口に必要な書類を持参し、海外療養費の申請をしてください。
5. 日本国内で同様の治療をした場合にかかる保険診療の範囲内で支給額を決定します。
6. 支給は、申請月から3ヶ月ほどで世帯主の口座へ振り込みいたします。

* * 請求期限は、治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です * *

うらに続く⇒

【必要書類】

1. 診療内容明細書・・・診療内容等がわかる医師からもらう明細書
2. 領収明細書（医科、調剤、歯科）・・・医師からもらう内訳がわかる領収書
3. 診療内容明細書と領収明細書の日本語訳文・・・翻訳者の住所・氏名の記載があるもの
4. 海外の医療機関に全額治療費を支払った領収書。（原本）
5. 国保の保険証
6. 世帯主の銀行口座がわかるもの
7. パスポート（渡航の履歴のわかる箇所をコピーさせていただきます。）

【注意事項】

○一部負担割合は、日本国内での受診と同じで下記のとおりです。

- ・一般被保険者 : 標準額の3割
- ・退職者被保険者 : 標準額の3割
- ・前期高齢者 : 標準額の1割、2割、3割の方がいます
- ・未就学児 : 標準額の2割

○海外の医療機関で「診療内容明細書」「領収明細書」をもらう際や翻訳を依頼した際に費用がかかる場合もありますが、その費用は申請者の負担となります。

○海外の場合、日本国内と同じ病気・けがでも、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。

○必要に応じて民間の海外旅行損害保険等にも加入しましょう。

○民間の旅行保険等から治療費（保険金）が支給される場合でも、海外療養費の支給額を減額することはありません。

【申請場所】

むつ市役所 民生部 国保年金課 国保担当

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

電話：0175-22-1111 内線 2433 ～ 2435